

河内長野市立保育所民営化移管法人選定委員会設置規程

平成24年3月23日

規程第10号

(設置)

第1条 河内長野市立保育所の民営化に当たり、当該保育所を移管する社会福祉法人(以下「移管法人」という。)を公平かつ適正に選定するため、河内長野市立保育所民営化移管法人選定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項について審議・検討し、市長に提言を行うものとする。

- (1) 移管の条件に関すること。
- (2) 移管法人の選定に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市立保育所の社会福祉法人への移管に関し市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員7人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 民生委員及び児童委員
- (3) 移管する市立保育所の保護者代表

(委員の任期)

第4条 委員会の委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、補

欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長それぞれ1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、議事の円滑な進行に支障を生ずる行為を行う者に対しては、退場を命ずる等の必要な措置をとることができる。

(関係者の出席等)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員及び前条に定める関係者は、職務上知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、別に定める部署において処理する。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(会議の招集に係る特例)

2 この規程の施行後及び委員の任期満了後最初に行われる委員会の会議の招集は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が行う。